高知県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第５号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の６第１項において準用する同法第 74 条第１項の規定に基づく高知県後期高齢者医療広域連合の条例の制定又は改廃の請求及び同法第 75 条第１項の規定に基づく高知県後期高齢者医療広域連合の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の請求権を有する者の総数の 50 分の１の数は、11,207 人である。

令和８年９月 15 日

高知県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員長　宇都宮　孝志

高知県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第６号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の６第１項において準用する同法第 76 条第１項の規定に基づく高知県後期高齢者医療広域連合議会の解散の請求、同法第 80 条第１項の規定に基づく高知県後期高齢者医療広域連合議会の議員の解職の請求、同法第 81 条第１項の規定に基づく高知県後期高齢者医療広域連合の長の解職の請求及び同法第 86 条第１項の規定に基づく高知県後期高齢者医療広域連合の副広域連合長、選挙管理委員又は監査委員の解職の請求並びに同法第 291 条の６第２項の規定に基づく高知県後期高齢者医療広域連合の規約の変更を要請する請求をする場合の請求権を有する者の総数のうち、40 万を超える数に６分の１を乗じて得た数と 40 万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数は、160,052 人である。

令和８年９月 15 日

高知県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員長　宇都宮　孝志